

令和 7 年（フ）第 6 9 9 1 号	
東京都練馬区氷川台 3 丁目14―19 G. G. M. 39 203	
破産者 若狭 直人	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月10日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部	
令和 7 年（フ）第 7 6 0 0 号	
東京都江戸川区篠崎町 6 丁目16― 9	
破産者 松本 青空	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月10日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部	
令和 7 年（フ）第 8 3 4 7 号	
東京都板橋区高島平 4― 1―14―103、住民 票上の住所東京都板橋区高島平 5 丁目18― 7	
破産者 石田 一馬	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月10日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部	
令和 7 年（フ）第 8 3 8 4 号	
東京都渋谷区広尾 5 丁目24― 1―302	
破産者 鈴木 義人	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月10日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部	
令和 7 年（フ）第 8 5 0 8 号	
東京都渋谷区代々木 2 丁目21番10号	
破産者 ライフクリエイツ株式会社	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月10日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部	

令和 7 年（フ）第 9 1 1 5 号	
東京都足立区大谷田 5 丁目24―19	
破産者 吉田 信一	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月10日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部	
令和 8 年（フ）第 8 8 0 号	
東京都府中市住吉町 5 丁目 7― 3―508	
破産者 増本 裕司	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月10日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部	
令和 6 年（フ）第 1 9 号	
福島県西白河郡矢吹町大町44番地 1	
破産者 株式会社ホテルニュー日活	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月13日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係	
令和 7 年（フ）第 6 6 2 号	
静岡県焼津市小川新町 2 丁目 3 番 7 号	
破産者 スルガ東海有限会社	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月13日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
静岡地方裁判所民事第 2 部	
令和 6 年（フ）第 5 0 0 1 号	
大阪府枚方市船橋本町 2 丁目60番地の 3	
破産者 葵工業株式会社	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月13日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
大阪地方裁判所第 6 民事部	

令和 7 年（フ）第 4 1 4 3 号	
大阪府茨木市島 2 丁目14番37号	
破産者 有限会社ラーフハウス	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月13日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
大阪地方裁判所第 6 民事部	
令和 7 年（フ）第 6 2 8 号	
兵庫県尼崎市三反田町三丁目 2 番15号	
破産者 有限会社ジャット機工	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月13日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	
令和 7 年（フ）第 7 1 号	
山口県下関市一の宮町 3 丁目 2 番 4 号	
破産者 有限会社協同打設	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月13日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係	
令和 7 年（フ）第 1 3 5 4 号	
東京都東村山市恩多町四丁目28番地30	
破産者 日本フードマテリアル株式会社	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月14日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部	
令和 8 年（フ）第 2 号	
福井市折立町第 4 号26番地、旧住所福井県勝 山市猪野1004番地	
破産者 松井 和久	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月14日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係	

令和 7 年（フ）第 1 2 5 号	
長野市大字川合新田2667番地	
破産者 有限会社徳光板金塗装	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月14日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係	
令和 7 年（フ）第 7 7 7 号	
静岡市駿河区下島209番地の 2	
破産者 有限会社タイレック	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月14日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
静岡地方裁判所民事第 2 部	
破産手続終結及び免責許可決定	
令和 7 年（フ）第 2 7 6 4 号	
大阪府寝屋川市日新町 1 番12号	
破産者 田坂 敬介	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
4	主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第 6 民事部	
令和 7 年（フ）第 1 4 1 1 号	
宮城県多賀城市八幡 4 丁目 7 番50―308号	
破産者 工藤 政美	
1	決定年月日 令和 8 年 7 月10日
2	主文 本件破産手続を終結する。
3	理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
4	主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第 4 民事部破産係	